

# 安保法制違憲訴訟提訴アピール

本日、「安保法制違憲訴訟おかやま」の原告402名が、岡山地方裁判所に、国を被告とする安保法制違憲訴訟を提訴しました。この訴訟は、安保法制に反対する国民の激しい怒りを背景とし、東京をはじめ全国各地で提訴されている、あるいは提訴予定の安保法制違憲訴訟に岡山から呼応し連帯するものです。

日本は、先の大戦に対する痛切な反省から平和憲法を制定しました。政府の行為によって再び戦争の惨禍をもたらさない、との固い決意の下に憲法9条が定められました。この恒久平和主義に基づく憲法の下で、戦後71年間、日本は戦争したり、他国を侵略したりしたことは一度もなかった、ということはまぎれもない歴史的事実です。

ところが安倍政権は、過去の戦争の惨禍に目を塞ぎ、再び日本を「戦争する国」へと大転換しました。すなわち、歴代内閣が、自衛隊が行使できるのは個別的自衛権に限り、「集団的自衛権」は認められないとしてきた政府見解を、安倍内閣は国会にはかることもなく、わずか19人の大臣による閣議決定で覆し、集団的自衛権行使を容認しました。まさにクーデターと言わなければなりません。この閣議決定とそれに基く「安保法制」に対しては、元最高裁長官や元最高裁判事、歴代の元内閣法制局長官、憲法学者、日弁連をはじめ全国の弁護士会など、圧倒的多数の法律家が憲法9条に違反するとの意見を表明しました。しかし、2015年9月19日、国会は自公議員らの多数の力で安保法制を強行採決し、2016年3月29日、安保法制は施行されるに至りました。この施行により、いつでもどこでも日本が戦争を開始し、明日にも自衛隊や国民に死者が出たりテロに襲われるという、現実的危険が目の前に迫っている状況となりました。

私たち原告団は、主として岡山県内に住む市民です。先の大戦の被害者・軍人やその家族、岡山空襲の被害者、有事体制の下で従事させられる労働者や医療従事者、宗教家、教育関係者、法律専門家、障がい者、子を持つ母親、若者等、20歳台から80歳を超える高齢者まで、多種多様な市民で構成されています。私たちは、この憲法9条に反する違憲の安保法制によって、私たちの「平和的生存権」や「人格権」が日々侵され脅かされています。さらにこの解釈改憲により、主権者としての「憲法改正権・決定権」が侵害されました。今、ここで行動を起こさなければ、というやむにやまれない思いで提訴に踏み切りました。

私たち原告は、この違憲訴訟を、立憲主義と民主主義および恒久平和主義を取り戻し、安保法制の廃止を求める大規模な国民運動の一環として位置づけ、裁判において違憲判決を勝ち取ることにより、安保法制廃止を実現するための大きな役割を果たしたいと思っています。そして、この提訴によって、日本の平和と全世界の平和に結びつくことを心から希求し、ここにアピールします。

2016年6月17日  
安保法制違憲訴訟おかやま 原告団 弁護団